

# 第1部 共生による環境先進地・京都の実現を目指して

## 第1章 「京都府環境基本計画」（第3次）の改定について

「京都府環境基本計画（第3次）」は、令和7（2025）年12月に中間改定の時期を迎え、環境行政を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新たな考え方や課題、それらに対応する施策を盛り込むための改定を行いました。

### 1 計画の概要（策定の趣旨）

「京都府環境基本計画」は、「京都府環境を守り育てる条例」第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして策定したものであり、21世紀半ばの府の将来像を見据えつつ、府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業などの指針となるものです。

### 2 改定の背景

令和5（2023）年公表の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次報告書では、パリ協定目標達成のため、令和17（2035）年までに**温室効果ガス\***排出量を令和元（2019）年比で60%削減する必要があるとされ、更なる取組の加速化が求められています。生物多様性に関しては、令和4（2022）年採択の「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」により、「30by30目標」を始め、絶滅危惧種の回復・保全、外来種対策、環境配慮型農林漁業など幅広い分野にわたる目標が設定されました。

また、国においては令和7（2025）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において平成25（2013）年度比で、令和12（2030）年度までに46%以上削減に加え、令和17（2035）年度までに60%削減、令和22（2040）年度までに73%削減の目標を掲げ、同年同月策定の「第7次エネルギー基本計画」では**再生可能エネルギー\***の最大限の導入に向けた取組が求められています。資源循環分野では、令和6（2024）年の「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」成立と「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定により、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行に向けた取組が一層求められています。

一方で、人口減少・少子高齢化による地域コミュニティの弱体化、ウクライナ侵攻等によるエネルギー安全保障の脆弱性に伴う持続可能なエネルギー社会への転換の必要性の高まり、コロナ禍を経験した人々の価値観の変化など、環境行政を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

このような変化を踏まえ、令和7（2025）年12月に「京都府環境基本計画（第3次）」を改定しました。

### 3 改定の概要

今回の改定の概要は、以下の3点です。

#### (1) 計画の基本となる考え方の追加

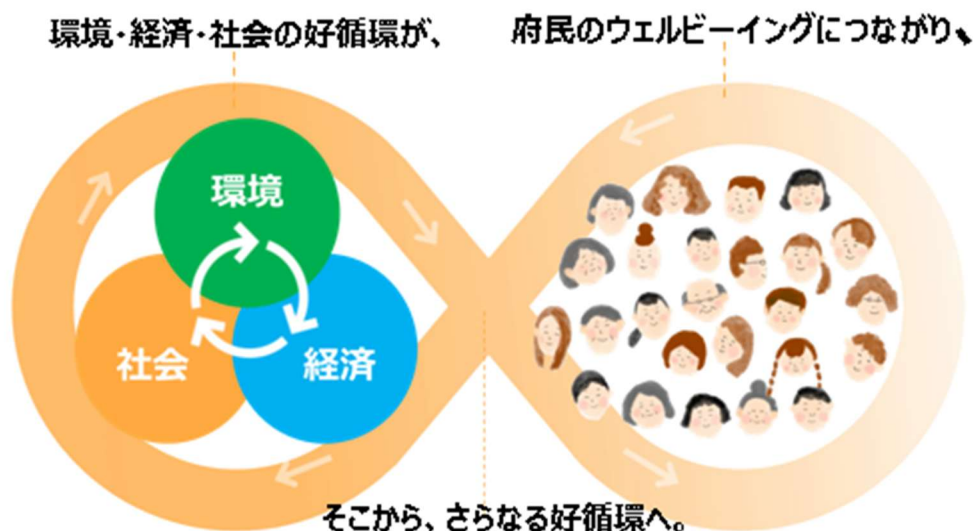
まず、今回の改定では、これまで基本となる考え方として掲げていた環境・経済・社会の好循環の創出に加え、国の「第六次環境基本計画」で新たに最上位の目的として取り入れられた「ウェルビーイング」の考え方を追加しました。（府では、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」と定義しています。具体的には、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感できる状態を表し、これには、環境保全の取組を通じてその状態を高めていくことも含まれます。）

環境を保全するために必要なことは、経済や社会全体で「がまん」することではなく、環境に優しい消費行動や交通手段の選択が一般化し、個人や企業の環境行動を当たり前のものとするということです。こうした行動や取組は、環境を保全することにとどまらず、府民の健康水

準や生活の質を高めるとともに、事業者の企業競争力を高めることにもつながります。さらには、地域における災害への対応力を大幅に高め、より魅力ある安心・安全な地域づくりにつながる社会の仕組みを構築し、環境・経済・社会の好循環を生み出していきます。環境・経済・社会の好循環を促すことで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、持続可能な社会の構築を加速させていきます。

図1-1-1

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」のイメージ



(2) 施策展開の根幹となる3つの柱

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上、環境・経済・社会の好循環の創出を相乗効果的に実現していくため、以下の3つの視点を根幹として、施策を展開していきます。

・環境価値の創出

スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による、安心・安全で快適な暮らしの実現

・京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさである南北に広がる京都の豊かな自然資本や大学・学生のまち京都における若い学生等の人的資本等の保全・活用

・協働

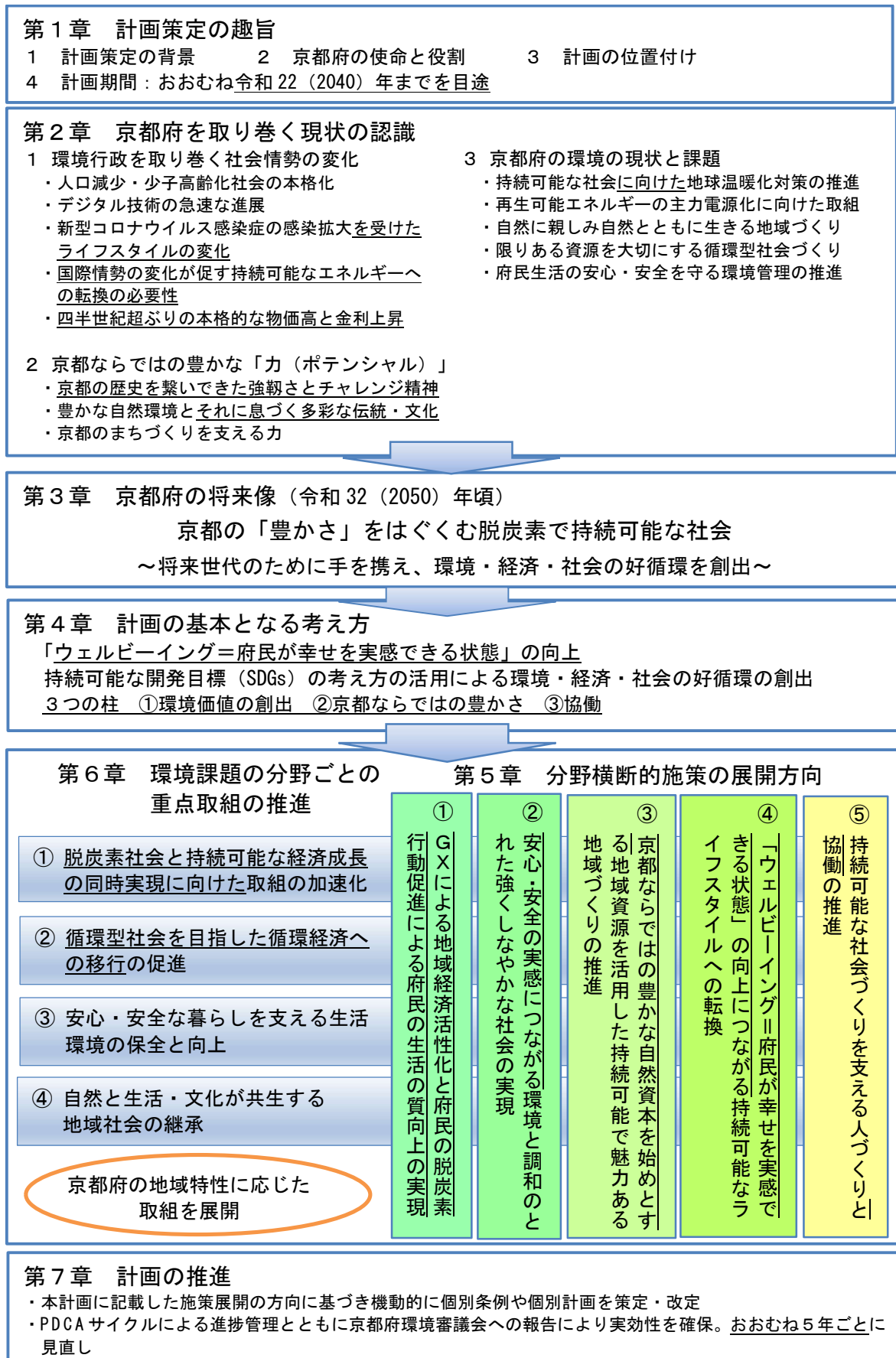
府民や企業と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人の個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

(3) 計画期間の延長

国の新たな地球温暖化対策推進計画等において計画期間が令和22（2040）年度とされたことを踏まえ、本計画についても、計画期間を令和12（2030）年度までから令和22（2040）年度までに延長します。

## 4 計画の構成

図 1-1-2 「京都府環境基本計画」の構成



※下線部分は、現行計画からの改定箇所